



平成 27 年 6 月 30 日

各 位

会社名 **フタバ産業株式会社**  
代表者名 取締役社長 三島 康博  
コード番号 7241 東証・名証第 1 部  
お問合せ先 上席執行役員 小木曾 伸一  
TEL (0564) 31-2211

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました平成27年3月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

##### (1) 過年度決算訂正の理由および経緯

当社は、タイ王国にある投資先のYMPプレス&ダイ(株)（以下「同社」という）が関連会社になった以降の平成26年3月期の監査済財務諸表が平成27年3月になっても受領できず、同社の決算数値が確定しない事態となりました。このことから、当社が現地調査を行った結果、同社の無形固定資産勘定に多額の生産準備費用等が計上されており、同社に対する当社の投資に対して再評価の必要性及び短期貸付金、売掛金及び未収入金の回収可能性に疑義が生じていることが判明いたしました。

本案件の重要性を考慮して、平成27年4月21日に当社の会計処理の適切性及び同社に対する投融資の承認プロセスの適切性について、外部の専門家を含めた調査、意見が必要であると判断し、社内調査委員会（以下「特別調査委員会」という）を設置いたしました。

特別調査委員会による調査の結果、同社が資産計上した生産準備費用等は金型等に携わる部署の費用、金型等を使用した部品の製造工程における試し部材料費などから構成されていることが明らかとなりました。タイ経済の低迷等の同社を取り巻く環境や生産規模等を勘案した結果、これらの生産準備費用等は発生時に費用化すべきとの判断に至ったほか、平成25年3月期に同社が購入した固定資産の購入額が当社の入手した客観的な評価額を上回っていることが認識されました。

当社においてこれらの調査結果に基づいて同社の財務諸表を適切に修正した結果、平成24年3月期に遡及して当社の保有する同社の株式の減損処理を行うこととしました。また、平成25年3月期に遡及して同社を持分法の適用範囲に含めるとともに、(株)K.F.N.（インドネシア共和国）を平成26年3月期の期首より持分法の適用範囲に含めることといたしました。

##### (2) 内部統制に関する特別調査委員会の調査結果について

内部統制に関する特別調査委員会の調査の結果、当社が支配権を有しない関連会社について、財務数値の深度ある分析が行なわれておらず、また、持分法非適用の関連会社であっても、会計処理・方針についての情報を入手すべきであり、このような情報収集を怠っていたため、事前に関連会社の財務数値の変動リスクを把握できなかったものであり、関連会社管理に関して全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に不備があったことから、当社の内部統制は開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

#### 2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の不備については、本件発覚以後、当事業年度末日までに十分な整備・評価期間を確保することが出来ず、当事業年度末日までに是正することが出来ませんでした。

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を充分認識しており、内部統制の充実を図ってまいりましたが、特別調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- ・当社が支配権を有しない関連会社についても、財務数値の深度ある分析を行うため、定期的なコミュニケーションを図り、会計処理・方針等十分な情報収集を行う。

#### 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しており、平成27年3月期の連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

#### 5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上